平成29年度　静岡市自立支援協議会の協議体系

資料１－２

障害者総合支援法で規定する協議会　障害者への支援体制整備を図るため関係機関・団体、障害者、その家族、福祉・医療・教育・雇用に従事する者により構成。相互連絡により地域課題情報共有、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制整備について協議する。

障害者基本法で規定する合議制機関

↓

相談

ニーズ、課題、困難ケース等の把握

相談事業所、サービス事業者、保健・医療機関、障がい者団体、教育機関、就労機関、市障害福祉窓口　など

個別支援会議　個別支援会議　個別支援会議

連携

課題提起

＜これまでに協議された地域課題＞

「強度行動障害のある子の通学支援」
「重心児の通園と保護者の就労支援」
「多問題家族のトータル支援」
「ﾚｽﾊﾟｲﾄ目的の短期入所が利用できず代替ｻｰﾋﾞｽが見つからない重心児者支援」
「判断能力が不十分な軽度知的障害者支援」
「身体障害のある人の移動支援の対象拡大」
「特別支援学校高等部への通学」
「緊急時利用施設がない」
「引きこもりがちな障害者支援、介護者不在時の生活支援」
「訪問入浴サービスの利用について」
「老障介護世帯に対する危機対応と虐待予防」
「障がいのある方の災害時支援について」
「短期入所・ヘルパー利用・放デイ利用の現況と課題について」

静岡市障害者自立支援協議会

〈協議事項〉　①相談支援事業の実施
②相談支援に係る困難事例への対応のあり方
③地域社会資源の開発、改善
④障害福祉に関する連携、支援体制の構築　に関すること
⑤障がい福祉計画について

〈構成員〉　学識経験者　相談支援事業者　障害福祉サービス事業者　保健・医療関係者　教育関係者、雇用就労関係者、障害者関係団体者等　15名

課題の確認

解決策検討・支援体制充実

専　門　部　会（随時開催）

- ○相談支援事業評価部会
- ○地域生活支援部会
  - 地域課題検討プロジェクト
  - （ヘルパー、強度行動障がい、地域生活支援拠点）
- ○権利擁護・虐待防止部会
- ○就労支援部会
- ○地域移行支援部会

連絡調整会議全体会議（年２回開催）

・・・各区の課題について、全市的な視点から協議・調整を行う

行政区障害者相談連絡調整会議（年12回開催）
（事務局会議・連絡調整会議）

・・・困難事例への対応、区内の地域課題解決策協議・調整

連携

事例の積み上げ
地域課題
葵　区
駿河区
清水区

連携

静岡市障害者施策推進協議会

〈協議事項〉　①障害者施策の総合的かつ計画的な推進のための調査審議②障害者施策の推進について関係行政機関の連絡調整を要する事項の調査審議

反映

「静岡市障がい者計画」

市の障害者施策の基本的な考え方、具体的推進方策、達成すべき障害福祉サービスの目標を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図る。

共生都市の実現
暮らしにくさの解消